

三労発基 0309 第 2 号
令和 5 年 3 月 9 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター長 殿

三重労働局長
(公印省略)

『労災死亡事故 非常事態宣言』を踏まえた要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

三重県内で発生した労災事故における死亡者数は、3月8日現在で7人となり、前年同期と比較して6人増加し、前年を大幅に上回るペースで推移しています。また、休業4日以上の死傷災害は、2月末日現在で244人となり、前年同期と比較して21人増(+9.4%増)となっています。労働災害は、いかなる状況においてもあってはならないものであり、上記の発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、別添のとおり、『労災死亡事故 非常事態宣言』を発出いたしました。貴団体としての取組を強化し、傘下の会員事業場への働きかけをお願いいたします。